

令和7年度 葛生文化センター展示室くん蒸等業務委託仕様書

1. 資格要件・選定基準

- (1) 過去に美術館・博物館でくん蒸業務を行った実績がある
- (2) 文化財虫菌害防除作業主任者資格者が作業をする

2. くん蒸等物件及び容積

佐野市葛生東1-11-15

佐野市葛生文化センター 展示室 399 m³

2. くん蒸の内容及び目的

収蔵資料等の殺虫・殺卵及び殺カビ

3. 実施期日

佐野市葛生文化センター 展示室（くん蒸を実施）

くん蒸（予定） 令和7年6月23日(月)～7月11日(金)の間

4. くん蒸方法、内容等

- (1) くん蒸方法 密閉くん蒸法

- (2) 使用薬剤

酸化プロピレンとアルゴンガスの混合ガス(商品名 アルプ)

- (3) 基準投薬量

投薬から開放まで、空間均一ガス濃度1.6%を保持するのに必要な薬量、初期投薬量を48 g / m³とし最大で72 g / m³とする。

- (4) くん蒸時間

対象箇所が15℃以上の場合は48時間。10℃～15℃未満の場合は72時間とする。

- (5) 目ばり作業

ア. 注入ガスが対象外の部屋へ漏れないように、全ての開口部を目ばり用資材で閉鎖する事。

イ. 空調機、電気系統については、構造等を十分調査し、完全に密閉するか被覆するなどして、薬害等が生じないようにするとともに、煙感知器については、被覆するなどして作動しないようにすること。

- (6) 収蔵資料等の保安措置

くん蒸によって被害を受けるおそれのある収蔵資料、設備等がある場合は、事前に申し出て十分な保護対策を講ずること。

- (7) くん蒸薬剤検査

施設職員立会いの下、ボンベ番号、ボンベ重量、ガス充填年月日の検査を行い、施工終了後も同様の検査を行って総使用重量を確認すること。

(8) ガス投薬作業

- ア. ガス注入は、収蔵資料等の汚損防止のため気化器を用いて完全に気化させたガスを注入すること。
- イ. 投薬は、気化器等を使用するものとし、全装置とも防爆型混合ガス均一化装置を有するものを使用し、室内の濃度を一定に保つこと。

(9) ガス濃度測定

- ア. 注入したガスの濃度が均一化したか、また、有効濃度を維持しているかをチェックするため、1地点以上でガス濃度測定を行なうこと。
- イ. ガス濃度測定は、原則としてくん蒸中1～3時間ごとに行ないその結果を記録するとともに職員に連絡すること。
- ウ. くん蒸中にガス濃度が低下した場合は、ガス漏れ探知器によってガス漏れ箇所の探知につとめ、ただちに補修するとともに、有効濃度以下に低下した場合は、追加投薬を行なうこと。

(10) くん蒸中の安全確保

- ア. くん蒸期間中は、立入禁止区域を設定し「くん蒸中危険につき立入禁止」の警告表示を行なうこと。
- イ. くん蒸期間中は、随時ガス漏れの有無を点検すること。
- ウ. ガス投薬時から開放までの期間は、24時間体制で現場付近の警備にあたり、第三者が建物内に侵入しないようにすること。

(11) ガス開放作業

- ア. ガス開放は、強制ファンを使うなどして、すみやかに行なうこと。
- イ. 残留ガスの大気放出抑制濃度は、500 ppm以下とし、室内の残留ガス濃度が酸化プロピレン濃度は1 ppm以下（酸化プロピレン管理濃度は2 ppm以下）になるまで、排気作業を続けること。

(12) くん蒸効果の確認

- ア. くん蒸効果測定を行うため、室内に供試虫、供試菌のテストサンプルを設置する。
- イ. テストサンプルは、(公財)文化財虫菌害研究所、または(一社)日本くん蒸技術協会頒布のものを使用し、3個以上を設置する。
- ウ. くん蒸効果の判定は、(公財)文化財虫菌害研究所、または(一社)日本くん蒸技術協会で行うものとし、その判定書を提出すること。この場合供試虫は100%、供試菌は80%以上の致死をもって合格とする。

(13) 検査及び報告書の提出

- ア. くん蒸作業終了後は、完全に原状に復するとともに、収蔵資料・設備等の被害の有無、排気の状態について、職員の立会検査を受けるものとする。
- イ. くん蒸作業の結果については、各測定データを含め報告書にまとめて、すみやかに提出すること。

(14) 受託者の責務

ア．くん蒸作業の実施にあたっては、関係法令に定める事項を遵守すること。

イ．作業の実施によって、収蔵資料・設備・建物等を汚損し、または損傷した場合は、受託者の責任において原状に復すること。

ウ．くん蒸中は、常に安全確保につとめ、第三者、市職員、作業員に害を及ぼしてはならない。

エ．業務上の過失については、すべて受託者の責任とする。

(15) 作業主任者の有資格

収蔵資料等の汚損防止をはかるため、また毒性の高い薬剤を使用するために、作業主任者は、下記の資格を有する者とする。

＊文化財虫菌害防除作業主任者

＊危険物取扱者（乙種４類又は甲種）

＊特定化学物質等作業主任者

(16) その他

本仕様に記載されない事項については、（公財）文化財虫菌害研究所の「文化財の殺虫・殺菌処理標準仕様」に準ずること。

5. その他

支払いは業務終了後の完了検査に合格した後請求すること。